

第十三回国会
衆議院

大蔵委員会議録第二十七号

昭和二十七年三月五日(水曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君

理事 浅香 忠雄君 有田 二郎君
川野 芳清君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮原幸三郎君
宮腰 喜助君 高田 富之君

深澤 義守君 中野 四郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

大蔵事務官(主 佐藤 一郎君
計局法規課長)

大蔵事務官 河野 通一君
(銀行局長)

委員外の出席者

農林事務官 林田悠紀夫君
(大官官房農
林金融課長)

農林事務官 久宗 高君
(農政局農業
保險課長)

国民金融 榎田 光男君
公庫總裁

国民金融 松田 一隆君
公庫理事

国民金融 古澤 典文君
庫経理部長

住宅金融公 山中 信一君
庫経理部長

専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月四日

北海道殖産銀行の長期信用業務併合
存続に関する陳情書(北海道開発審

第一類第六号

大蔵委員會議録第二十七号 昭和二十七年三月五日

議会議長小川原政信(第七四九号)
南九州財務局宮崎財務部存続に關する陳情書(宮崎市長荒川岩吉外一名)(第七五〇号)

不動産に対する登録税の税率引下げ等に関する陳情書(北海道網走郡津別町錦織長外十一名)(第七五一号)

不動産専門銀行再開に関する陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎)(第七五二号)

法人税の所得計算における市町村民税の措置に関する陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎外一名)(第七五三三三三)

賠償指定施設設備等解除に伴う特別措置設定の陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎外一名)(第七五四号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案(内閣提出第四三三三三三)

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四四四四)

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四四四四)

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四四四四)

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四四四四)

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四四四四)

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四四四四)

〇佐藤委員長 これより會議を開きます。

昨四日本委員会に付託と相なりました農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。西村大蔵政務次官。

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

のため必要があるときは、資本の額の範囲内で予算をもつて定める額の限度を超過して、この會計の負担に對して、資金運用部から借入金をするのであります。西村大蔵政務次官。

昭和二十七年年度以降におきましては、米國對日援助見返資金特別會計からは、従来の資本繰入れにかえて借入金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

金をするのであります。

段が非常に上りまして、蔬菜類等の下落を見ました結果、著しく営業資金に窮する傾向が最近顯著に現われておるのであります。これに對しまして、きわめて部分的には国家的な融資によつて、これをやつておられますけれども、實際農村におきましては、それだけではいかんともでき得ないために、これらの資金につきまして、小額な資金を有効適切に配分することが、なか／＼うま／＼行つておらぬという面もありまして、また絶対額におきましてはほとんどこれが問題にならぬ。特に個々の農家に對しましては、單位農協等からきわめて限定されたわずかの資金を借り受ける程度でありまして、非常にこれに困つておるわけでありまして、何とかこれを長期の営業資金として、個々の農家に直接貸與するような方法でも講じませんと、せつ／＼自作農になられても、その土地を再び担保に入れるとか、手放さざるを得ないようなことになるといふような、今非常な金融上の危機に立つておると思ふのです。そこで政府としましては、従来のような、組合を経由いたしまして組合を援護するといふ程度のものでなく、直接何らかの方法で、たとへば農家で有畜農業をやろうといふような場合に、特に個々の農家の必要な運転資金、営業資金を貸與するといふような方法を講ずる意思があるか、その方法が考えられておるかどうかということ、を、まずお伺いしたいと思ひます。

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

〇林田説明員 農家の営業資金につき

ましては、農業手形の制度を本年度におきまして継続することにした。米麦等の統制撤廃にも対応して、農業手形を出し得るよう改正してやつておきます。それから有償農業資金の問題につきましては、本年度農林中央金庫の自己資金をもちまして、二十四億程度を貸し付けて行くという予定にしてやつております。

○高田(審)委員 農業手形につきましても、最近はこの利用度が非常に広汎になつて来たと思ふのであります。当初は主として東北方面で一般にこれが活用されたが、最近関東方面でも、やや一般化しつつあるように見受けられるのであります。第一に伺いたいことは、現在農業手形がどの程度利用されておるかということ、全国的な見地から大まかに見たところ、地方的な見地から見て、どういふふうな程度に利用されておるかということが第一点。第二点は、統制が撤廃された場合の農業手形を、どういふふうな方法でやるかということについて、きまつておる範囲で、具体的にその方法をお示し願ひたい。

○林田説明員 農業手形につきましては、大体九月ごろにいつもピークに達するものであります。昨年度におきましては百八十億程度に達しておりました。ことに東北地方とか北海道のような単作地帯に多く使われております。それから統制撤廃の場合に、農業手形をどういふふうな改正して行くかという問題であります。これは供出が必ず行われるという場合におきましては、供出代金からという担保力があるわけでありまして、供出がない場

合におきましては、そういう担保力がありませんので、大体部落単位ぐらいを考へまして、そういう人たちが集まりまして連帯保証をやつて行くという制度にかへまして、連帯保証で申し込んだ場合に、農業手形を適格として取上げて行くという制度に本年度からかえて、この一月から実施しておる次第でございます。

○高田(審)委員 供出のない場合、連帯でやる場合の限度をどの程度まで、一戸当たりあるいは全体的な場合ならば、何人についてどういふふうな大体の限度を、現在どこに置いておるかということ、それから飯米農家におきましては、供出のできない農家の場合であります。現在資金の欠乏で非常に困つており、また副業等の行き詰まりから、これは農業資金というよりも、むしろ生活資金に近いものではないかと思ふのであります。ともかくも金がないというふうなことのために、実際に農業経営ができないうちに、零細な、転落している農家が金融を受けた場合に、農業手形を利用することによって、連帯か何かで利用することができるか、それとも農業手形以外の、何らかの資金を融通される方法が、考えられておるかどうかということを重ねて伺ひたいと思ひます。

○林田説明員 農業手形利用の限度は、大体同一部落の五人以上のものが、連帯をいたしまして借りるということにいたしておきます。それから飯米農家につきましては、農業手形が十分に活用できないというところは仰せの通りでありまして、結局そういうふうな飯米農家に対しては、農業協同組合が預金を集めまし

て、その自己資金で貸して行くということをして現在やつてゐる次第であります。

○高田(審)委員 現在農林中央金でやつてゐる有償農業奨励の見地からする資金は、ただいま二十四億というふうなお話でありましたが、これは個々の農家に対しては、一般に利用できる形になつてゐるのか。それとも協同組合等の組合でやる場合、あるいは組合で一括してまとめて相当量以上の規模で借り入れる場合に限るのみ、利用されるような形になつてゐるのか。現在個々の農家の自発的な経営の改善のため、こういう需要が非常に多いのであります。一般の場合にはこれが徹底しておらないために、主としてやはり組合を利用しておる人々は、組合の名前を利用して、あるいは組合の形で借りるといふふうな例はありますが、実際はそうではなくて、やはり個々の農家が直接これを利用して、どん／＼活用できるというふうな道を、開く必要があるのではないかと思ふのであります。それが、それは現在どういふふうになつておられますか。またどういふ方針で、今後運営方法を改善して行く考えでありますか。この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○林田説明員 農家の家畜の購入資金の点につきましては、主として組合を中心にして考へておるのであります。が、もちろん農家の場合におきましても、組合を通して金を借りまして、農家自身の手において家畜を購入して行くというところが、できるようになつております。

○高田(審)委員 次に伺ひたいことは、今まで見返り資金から農業関係

の農地改良であるとか、あるいは山林関係でありますとか、その他いろいろの方面に、見返り資金関係でどれだけ投資されておるか。それからその投資された対象は、漁業は別といたしまして、農林関係ではどういふ事業に対して、あるいはどういつた種類の組合に対して、見返り資金が導入されておるかということ、ひとつお示し願ひたいと思ひます。

○林田説明員 見返り資金につきましては、昭和二十四年度におきまして、一番最初のものキユアリング施設に対して、七千万円ほど出しました。それから二十五年度におきまして、たしか六億ほどいろいろ／＼な共同利用施設に出ておるよう記憶しております。それから二十六年度からは、この見返り資金の方は開発銀行にかわりました。直接の貸付は行われていない次第であります。しかしながら中小企業に対しては、銀行との協調融資によりまして、金額はちよつと記憶しておりませんが、相当農林漁業関係にも出ております。

○高田(審)委員 今度のこの改正法律案では、従来のように投資をされる形ではなく、借り入れる形になつておるといふような御説明があつたように感じましたが、今御説明いただきましたものは、これはこの基金へ投資されてしまつておるものであるのか。それから今後のものは、借入れをするということになると思ふのであります。それが、どういふ理由でそういうふうにかかわるのか。その結果実際には、融資を受ける立場からしまして、どういふふうに変化して来るか。そこをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○林田説明員 この特別会計におきまして借入れにつきましては、二十六年度におきましても、資金運用部から三十億の借入れを見込んでおるわけでありまして、そして二十七年におきましては、二十六年度が資金量が百二十億でございましたが、今度は二百億というふうな非常にふえておりました。それに伴ひまして一般会計は二十六年度が五十億でありましたが、十億ふえて、二十七年は六十億出るといふことになつております。それから見返り資金につきましては、二十六年度が四十億でありましたが、これは十億減りまして、二十七年は三十億。それから資金運用部資金につきましては、百十億が二十七年に見込まれておるわけでありまして、それで一般会計と見返り資金は、二十六年度においては無利子でございまして、資金運用部資金の三十億のみが、六分で借りるということになつております。二十七年におきましては、見返り資金と資金運用部資金の両方が、利子がつくということになつておる次第であります。それで利子がつくものが、基本金と異なり借入金ということになりまして、基本金よりも二十億、二十六年度と二十七年と通算して借入金が多くなる、そういうことで今回の改正を提案した次第であります。

○高田(審)委員 農林関係の融資につきましては、もと／＼営利的な事業に対する融資ではありませんので、利子の関係については、特別の配慮が必要だと思ふのであります。先ほど伺ひました農業資金その他につきましても、農家の場合には、非常に一般の率から見るとわずかなものでありまして、も

相当大きな負担のように感ぜられるわけでありまして、利息につきましても、ただいまお話のように、見返り資金等についても、今後は利息がつくというようにことになりまして、利子が高くなるということとは、相当農村にとつては重大な問題だと思ふのであります。農業関係の融資についての利子を決定した根拠は、どの辺に置いておるのか。それから今後利息について、もつと大幅にこれを引下げる考慮があるか、また可能性はあるかということについて御意見を承りたい。

○林田説明員 農業関係の利息につきましても、できるだけこれを低く考へて行く必要があるもので、今回融通法の改正におきまして、農業倉庫の新設十億に対しては、四分で貸し付けるというふうな改正を提案しようと思へておる次第であります。それで利子は、できるだけ低位に決定いたしますように考へております。

○高田(審)委員 さらにこれにちよつと関連して承つておきたいのですが、資金運用部資金の本年度の運用計画について、ちよつと御説明を願いたい。

○河野(通)政府委員 ただいま資料を持っておりますので、説明が十分に申し上げかねるかと思ひますが、現在、二十六年度の資金運用部全体の運用計画といたしましては、予算書の説明に詳しく載つておるわけでありまして、地方債に対して五百四十七億ですが、それから金融債に対して三百億だつたと思ひます。それから国鉄でありますとか、あるいは電気通信関係の貸付……ちよつと資料を探しますから……。

○高田(審)委員 それは資料が出てか

らでつこうです。それから国民貯蓄の問題であります。本年度は新たに郵便貯金の利子を引上げるとか、あるいは今度提案されましたように貯蓄組合を強力に推進するというような、いろいろな方法を講じておるわけでありまして、本年度における預金の目標、並びにこれを達成するために現在考へられておる各種の方法について、総合的に御説明願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます前に、資金運用部の運用計画につきまして、数字がございましたので申し上げます。二十六年度の運用は百九十五億でございます。そのうちのおもなものは電通、農林漁業等でありまして、それから政府機関の関税といったものが、これに対して二百五十億、地方債に対しては先ほど申し上げましたように五百四十七億、金融債三百億、翌年繰越しが五百十億、こういうことと相なつております。二十七年は、これも運用先は大体今申し上げましたのと同じものになつておりますが、国債で二百六十億、地方債で六百五十億、国債の買入れが三百億、電力の開発資金といたしまして六十億、この六十億は近く御提案申し上げたいと思へております。国民貯蓄債券によつて収入されたいものが、預金部に入りまして、それが電力関係に出る、こういうことに相なります。二十六年度と二十七年は、運用において大きな違いになつておりますのは、金融債三百億の問題であります。この点は現在のところでは、金融債の消化はできるだけ民間資金でやつて行く建前をとりまして、資金運用部では一応引受けたい建前になつておりますが、今後の財政金融の状況によりましては、必要に応じてこの運用計画を改訂して、金融債の引受に充てて行くという措置を講じて参りたい、かように考へておる次第でございます。

次にお尋ねの貯蓄増強の問題ですが、たび／＼私から申し上げておきますように、現在の経済情勢からいまして、資本の蓄積を促進いたしなすことが、何といひましても日本の経済を立て直して行くために、一番大切なことであると思へております。これがために貯蓄の増強をはかりました。これは、いろいろ／＼措置をとつて参つたわけであります。第一は税法上の、税と預貯金の増強との関係を調整いたす問題であります。税のためにいろいろ預貯金がうまく伸びないというような障害を、できるだけ緩和して行くというふうな措置をとつて参つたわけでありまして、この措置の第一は、先般無記名定期預金の復活をいたしたわけでありまして、これらが一番大きな問題であるかと思ひます。また今御審議をいたしたいお尋ねする国民貯蓄組合の預入限度を引上げます問題も、やはり税との関係の調整をはかつたつもりであります。そのほか税法上の関係で措置をとつて参りましたものは多々ございまして、郵便貯金の法案が今出ておりますが、やはり預入限度を引上げ、または利子を引上げて行くというふうなことも、貯蓄増強のために措置をとつた一つの大きな点であると思ふのであります。これらの点をあわせて行

いますとともに、一般的に国民の貯蓄を推進いたしますための意欲の振興のために、いろいろ啓蒙宣伝等を、これから大々的に運動を起して参りたい、かように考へております。具体的な案につきましては、現在検討中でありまして、二十七年にかけまして、大いに貯蓄増強のための啓蒙宣伝運動を続けて参りたい、かように考へておる次第であります。預貯金の増加の状況は、本年二十六年度といたしましては、当初目標は五千三百億ということを出発したものであります。現在までの実績は、将来これから三月末までの推定を加へまして、大体六千億から六千五百億程度の増加ということに相なるかと推定いたしております。来年度におきましては、現在いろいろ／＼国民所得その他の関係から、算定を急いでおりますが、目標額は大体六千五百億から七千億ぐらいの間の見当で定めた、かように考へておる次第であります。

○高田(審)委員 将来さらに一層貯蓄の増強について、急増する資金の需要を満たすために、一層強力な預金の吸収策を講じなければならぬようになるような見通しがあるかどうか。今の程度の、こういう方法によつて吸収する預金の増加程度で、満足できるものがあるか。あるいはさらにちよつと強力な、何らかの方法による預金の吸収をする考へは、現在ないかどうか。この点を伺つておきたい。

○河野(通)政府委員 お尋ねの点は、あるいは私聞き間違ひであるかもしれませんが、たとえば強制貯蓄といったようなことをやる考へがあるか、どうかという御質問じやないかと実は承る

のであります。そういうことは考へておりません。今申し上げましたような方針で極力蓄積の増加をはかつて参りたい。これがためには、ただ宣伝したり、あるいは税法上の措置をとるだけではないけれども、やはりその貯蓄をいたした者が、ばかを見るといふようなことにならないようにして参らなければなりません。そのためには通貨の安定、経済の安定がより必要なことでありますので、この方面にも大いに力を注いで参りたいと思へます。

○高田(審)委員 最後に一つだけお伺ひしておきたいのです。これは非常に常識的な話であります。きわめて一般的に言ひまして、統計であるいは明らかならなつておるかと思ひますが、農村関係から吸収される預金、これは協同組合を通じて来るものと、郵便局あるいは銀行等、各種の金融機関を通じては銀行等、各種の金融機関を通じては農村から吸収されて来る預金、それに対して各種金融機関あるいは国庫からの農村に対する融資との比率は、大体どういふふうになつていますか。ごく概括的、常識的なもので結構です。

○河野(通)政府委員 非常にむづかしい御質問であります。金融が参ります場合に、その資金のどの程度が農村関係へ行くかということとは、間接に行く分もありまして、直接に行くものもございまして、なか／＼その見当はむづかしいと思ひますが、大ざつばに申し上げますと、私はやはりそこで蓄積されたもの、大体その程度のもので農村関係に流れておるのじやないか、間接的分を入れまして、たとえば農村の需要いたします産業に対する融資等

も加えますれば、大体そこで蓄積され
た程度のもは行つておるのじやない
かと考えます。

○高田(富)委員 これは日銀の統計な
どに出ておると思うのですが、現在発
行されておる紙幣の総量に対して、紙
幣の総量中農村に置かれておるもの
は、大体どういふ割合で変遷して
おりますか。

○河野(通)政府委員 これもなか／＼
推定がむずかしい問題でございますが、
一応日本銀行で調べたものはお話
の通りでございます。これも実はあまり
当てになるかどうかかわらないのであ
ります。概括的に申し上げれば、戦後
いゆる食糧が非常にきつくなつた時
代、農村がいづれ非常に景気がよかつ
た時代には、農村に現金の滞留した分
のパーセンテージが非常に多くなつた
時期がございました。その後だん／＼
経済が安定化して参りますに従つて、
その農村に滞留する割合がだん／＼都
市といひますか、農村以外の方向にウ
ェートがかかつて来たといふことは、
概括的に申し上げられる。しかし具体
的な数字としては、なか／＼つかみに
くいものでございますから、私からち
よつと申し上げるだけの自信がござい
ません。

○高田(富)委員 大体農村から吸収さ
れたものを、農村にほとんど何らかの
関係で直接、間接にもつておるのだら

うというやうな御推定でありますか、
これは農村に滞留しておる紙幣の比率
が、非常に小さくなつて来ておる。
だん／＼小さくなつて来ておるという
ことを認められるあなたの今の答弁と
間に、相当矛盾があるのではない
か。それからやはり貯蓄を増強し、
いふ／＼な方法で目下吸収しつつある
のも、結局その目的は、いゆる資本
の蓄積をそういう方面から助ける、重
点融資をやつておるというやうなこと
ではないかと思ふのです。従つて農村
から吸収される預貯金は、原則として
農村に對して返して行く分が、比率
からいって非常に少なくなつて行くとい
うのでは、貯金を奨励し、だん／＼貯
金を吸収して行くことの国策上の意義
が、失われてしまふのではないか、こ
ういふことをわれ／＼は考えざるを得
ないし、また非常に憂ふるわけであ
ります。というのは先ほども申しまし
た通り、農村の金詰まりは非常に現在
に熾烈なものがあるわけでありま
す。そういうときに今後強力に預金を
農村からだん／＼吸収をして行つ
て、しかもこれが農村方面に還流して
行く割合が、ますます小さくなるとい
うのが国策であるならば、これはすこ
ぶる重大な問題になると思ふのであ
ります。ただいまちよつとあなたの御
説明の中に矛盾があるように思われま
すので、一応その点を明らかにしてい
ただきたい。

○河野(通)政府委員 私が今申し上げ
ました点は、別段矛盾しておるとは考
えておらぬのでありまして、資金と今
の現金というものは必ずしも一致い

だしません。現金量が減るといふこ
と、そこに資金の回転して参りますも
のが、十分導入されていまいというこ
とは、必ずしも結びつかぬと思いま
す。しかし今お話の中に、農村の方面に
おいて非常に金融がきつうくつになつ
ておるといふことは、お示しの通りで
ございまして、今後資金の吸収をま
す進めて参りまして、その資金を
きつうくつな状態に、農村方面の金融
が熾烈になるというやうなことをない
ように、また都市の金融につきまして
は、中小企業の関係の金融が非常に熾
烈になるというやうなことをないよう
に、それ／＼必要に応じて、この資金
を配分して参らなければならぬと考
えております。農村から資金を揚げつ
ぱなしで、農村へはこれを還元しない
というやうな方策は、とるべきでない
と私も考えております。

○高田(富)委員 なおこの点につきま
しては、さらに資料をい／＼要求し
た上、あらためて質問した
と思ひますので、今日はこの程度に
いたします。

○佐藤委員長 内閣友明君。

○内藤(友)委員 銀行局長にちよつと
お尋ねしたいと思ひますが、農林漁業
資金通法の二十七年の資金源の中
に、見返り資金から三十億ほど借り入
れてやるという事になつておるもの
があります。この見返り資金なるもの
の本質であります。大蔵大臣は、私
どもがしばしば尋ねましたところによ
りますと、これは返さなければならぬ一
つの日本の債務だといふことを、申し
ておられるのでありまして、そういう
将来返さなければならぬ資金を、農村

の長期にわたる資金に充てようといふ
ことには実は問題がありますので、こ
の見返り資金といふものは、これはど
ういふふうにしてアメリカの方へお返
しなさるのか。何か計画でもあるの
か。その計画と農林漁業長期融資の方
へおまわしなさるのと見合つてのこと
なのであるか。そこあたりを少し御
説明いただきたいと思ふのでありま
す。そうしませんが、われ／＼が農村
にいろ／＼な仕事をやりまして、こと
に土地改良であるとか、その他の長期
のものをやります上において、これは
返さなければならぬものだからといふ
ことで、まだ巻き上げられることがあ
ると、たいへん困ると思ひますので、
一応政府の御見解を伺つておきたい
と思ふのであります。

○河野(通)政府委員 実は私の所管で
ございまして、十分御満足がいた
だけるかどうか疑問であります。私
の承知いたしております限り、お答え
申し上げます。

見返り資金は、御承知のように、ア
メリカからの債務に相なつておりま
す。ただ見返り資金そのものが実は債
務ではないので、援助資金が債務にな
つておるわけでありまして、見返り資
金のものは、その援助から間接には根
源が出ておるわけでありまして、見返
り資金自体は、日本政府自体の資金と
してお考え願つていいのではないかと
思ふのであります。この返済計画等につ
きましては、目下／＼部内で検討いたして
おります。いづれにいたしまして、農林
その他に対する長期の資金を見返り資
金から出したものが、途中でこの債
務を返すために引揚げられるといつた
やうな事にならないやうな計画のも

とに、返済計画を立てております。従
いまして長期に出します場合にも、そ
れが途中で打ち切りとか、あるいは途中
で引揚げなければならぬといふやうな
ことにならないやうな方法のもとに、
返済計画を立てておる、こう御了承
いただきたいと思います。

○内藤(友)委員 これは佐藤さんにひ
つとお尋ねしたいと思ひますが、つま
りこういうことに対する大蔵省の御見
解を伺いたいと思ふのであります。そ
れは米の代金支払いに関する、政府支
払い遅延防止に関する法律の適用の問
題であります。御承知の通り、政府が
米の値段をおきめになつたのはずつと
あとでありまして、七千三百円と一応
おきめになつたけれども、非常におそ
かつた。そこで政府は五千四百円であ
りましたか、当初決定をせられまし
て、それを農家に支払われておつたの
であります。従つてその五千四百円の
仮決定と本払いとの間の千何百円が
か、それは当然政府が、この政府支払
い遅延防止に関する法律の適用を受け
まして、大蔵大臣が定める二銭七厘の
利息をつけなければならぬのでありま
す。これは農家から申しますと、当
然の要求になるのであります。政府は
この法律について、特に大蔵省は、そ
れは払うべきものであるといふ御見解
どうか。もしそういう御見解ならば、
これから御催促申し上げなければなら
ぬものでありますから、一応御見解を
承つておきたいと思ふのであります。

○佐藤(一)政府委員 お答え申し上げ
ます。今の点は私もちよつと具体的に
詳しく実情がわかりませんが、御承知
のように、支払い遅延防止の場合にお
きましては、まず正当なる請求がい

発せられたかということ、それから政府側が責任を負う場合に、免責があるかどうかという点が具体的にきまらして、初めて判断ができるわけでありまして、米の支払い代金につきましては、その機構が非常に複雑でございまして、前からそれについては議論がありまして、いずれ私どもの方では、農林省の見解というものを重視して、具体的な執行は農林大臣が行うわけでございますから、その農林大臣の判断を中心と考えておるわけでありまして、今までのところでは、それについての利息を払うとかいう考えでは進んでおりません。その具体的な問題はちよつと今私どもが答弁申し上げかねますので、少し調べさせていただきますから、次の機会等において御答弁申し上げます。

○内藤(友)委員 これは大蔵省の責任じゃないのでありまして、主として農林省の責任になると思いますが、米の値段をおさくきめられると、こういう問題が実は起るものであります。現実には五千四百円を仮渡しせられたことは事実であります。そしてつと十二月も押し迫りまして七千三百円という数字をお出しになった。これは政府に納めて、しかも政府に供出した米は、政府が自分のものとして配給しておられるのですから、当然これはこの法律によつて、二銭八厘の利息は払わなければならぬものと思うのであります。農林省にいろ／＼なことをお聞きになることも、ごもつともなことを思いますが、これはお聞きにならぬでも当然なことでありまして、もしそういうことが当然であるということになると、やはりこれは支払つていただけるのであり

ましようか。それをひとつ伺いたいのでありまして。

○佐藤(一)政府委員 内藤さんは農業の専門家でございますから、私も太刀打ちする自信はございませんが、ただ普通法律上の観点から申しますと、ただいまおつしやいましたように、価格がきまらないという問題が一番前提になつておるわけでありまして、正式な価格がきまりまして、初めて正式な請求というものが発生するわけでございます。その正式な請求がございまして、初めて支払い遅延という問題が起るわけでございます。それで形式的には、法律的に申し上げますと、そういう意味からいましてただちにあの法律に適用せられるとは、考えておられないわけでありまして、しかしながらもちろんこれは常識的には相当疑問のある問題であります。今おつしやいましたような価格のきめ方自体に問題があるわけでありまして、現在の法律上では適用できないと申し上げる以外にないわけでありまして。

が、そういうことをしないために、こういう法律が出ておるのだと私は解釈しておるのであります。これは議論しておつてもしかたがありませんが、ひとつ農村のために出すように御解釈いただきたいと思ひます。これは希望でありまして、どうか大蔵省としてはそういう御見解をやつていただきたいと思ひます。これはこれから農林省との話し合いを進めたいと思つておりますので、一応大蔵省で法規を抜つておられるあなたの御見解を承つたのであります。

それから次に銀行局長にお尋ねしたいと思つております。実は先ほど内閣つておりました問題でありまして、相互銀行法の解釈についてでありまして、これは昨午議員提出で出した法律でありますから、提案者の精神というものは相當重要なウエートがあるものだと思うのであります。そこで実は私も昨午米もくり金融と申しまするか、いろ／＼な物品販売何とかという、物を渡すといつて日掛け貯金を集めておいて、事実物を渡さないで金を渡すというふうな——これは自然発生的にできたものであります。あるいは保全金経済会でありまして、それが非常に各地で零細な資金を集めておるのであります。これは今日取締り規則がないので、いろ／＼これに対する弊害ということも金融上考えられまして、大蔵省の皆さんが何とかこのことのために善処しなければならぬのではないかと、いろいろ、この委員会ではしばしば取上げて、ほんとうに御研究願ひたいといふことを申しておつたのであります。ところが最近各地におきまして、この物品販売なるものの仕事の内容が、この相互銀行法違反なりとして

で、各地で検査当局が活動しておるような実勢であります。これは法律違反であるならば摘発するのは当然でありますけれども、しかしやり方が少し何と申しますか、えげつないやり方をいたしますと、金融上に及ぼす影響は非常に大きいものが出て来るのでありまして、これが実は私も今まで心配しておつたことなのであります。

そこでお尋ねしたいのは、相互銀行法の第二條には、相互銀行の業務というものを一から五まで列挙いたしておるのであります。そこでそれを受取りまして、第二十三條には、相互銀行を営むものは大蔵大臣の免許を受けなければならぬ。免許を受けずしてそれをするというところになると、これは三年以下の懲役、三十万円以下の罰金、こういうことになるのであります。そこで相互銀行とは何ものであるかという解釈であります。第二條に一から五まで列挙してある、この五つ全部をやるのが業務であるか、それともその中の一つでもやるのが業務か、この解釈は今相互銀行法の監督に當つておられる銀行局長としてどう考えておられますか。われ／＼立法者はこれを五つひつくるめて、こういうことをやるのは相互銀行業なり、こういうのがわれわれが提案したときの、少くとも私の氣持なのであります。今日銀行局ではどういふふうにお考えになつておられますか。それをまずお伺ひしたいと思つたのであります。

万別でありまして、普通の貸金業取締りに関する法律に基いてやつてゐるものもありまして、またこれと全然別の、今申されました保全金経済会でありまして、そういうたふさたふさの匿名組合なやり方でやられておるものもございまして、そのほか株主相互金融というか、そういうたふさたふさで行われているものもありまして、いろ／＼千差万別でございます。この問題につきましては金融全体、ことに零細な資金を預けておられる方々の保護という点等から考えまして、非常に大きな問題と考へております。たび／＼当委員会からも御指摘を受け、対策についていろ／＼御質問を受けているのであります。目下この問題につきましては、全体的な見地から現在これに対する対策を検討いたしております。できますればそれがため必要を法案等を、この国会に出して参りたいといふふうを考えているわけでございます。まだ私どもの腹案と申しますか構想が十分熟しておりませんので、本日この席で申し上げる時期に至つておりません。いずれにいたしましても専金融という国民大衆の零細な資金に關係いたします問題でありますので、取扱いはこれらに対する影響も十分考へて、慎重に取扱つてやらなければならぬといふことは、お説の通りであらうと考へます。

第二点の相互銀行法第二條の解釈の問題でございます。この法律は今お示しのありなつて成立した法律でございますが、この第二條の業務の解釈はそこに列挙されておりますものの全部をひつくるめて、相互銀行の業務といふことに相なると解釈いたします。ただウエー

トはおのずから異なると思うのでありまして、金融業の一環としてこれに對して免許もし、特別の監督をやつておられますゆえんのは、やはり大衆から、多数の人から資金を集めるといふことが一点、その集めた資金をいろいろな形で貸すということが一点、この受ける方と授ける方の両業務を営むということが、金融業として一番根幹になつてゐる点であると思ひます。

従ひまして、第二條に列挙されておりまするい／＼な各号の業務のうちでは、やはり今申し上げました受ける受信と授ける授信、この業務が中心になるものであると思ひます。従ひましてその各号の中に書いてあります保護預り等の問題は、これはいわば付随業務でありまして、これを行ふことが相互銀行の本来的性質であるといふことは申し得ないのでありまして、保護預りだけを取扱ふことでありますれば、これは必ずしも相互銀行でなくとも取扱える問題である。そういつた意味におきまして、そこに列挙してありますもの全体が、もちろん相互銀行の業務でありますけれども、その重点と言いますかウエイトは、おのずから今申し上げましたような点で、かわつて参るのじやないかというふうな解釈をいたしております。

○内藤(友)委員 実はその解釈が問題になつて来ますので、検査当局活動の余地がそこに発生して来るのであります。もちろん検査当局が発動せられることは、決して私どもはこれがいいなというところではないのであります。法律違反はだれであらうとびしびしやつてもらわなければならぬのであります。しかしその解釈がまことに

ほんやりしてゐるために、保護預りの方は相互銀行法違反ではない。第一項のこゝういふ日掛けの金を集めるといふのが、本来のその性質だといふやうなその解釈が、私は問題があるのじやないかと思ひます。法律には、業務のウエイトといふものは第一項から順次に軽くなるというところは、何も書いてないのであります。これは同等の重さといふ／＼は解釈してゐる。でありますから、そこあたりがしつかりと何かお考え願ひませんか、今各地において検査当局が大分この問題に手をつけてゐるようでありまして、これは私はつけられることはさしつかえないのであります。多数の預金者に非常に通達になるやうな金融上の變動を與えるといふことは、こゝういふ金融を預かつておられるあなたの責任においては、少し欠けるものがあるのではないかと、少し近くな気がするのであります。しかし近くな法律を出すといふやうなことでありますから、まあその法律の出るまでは私は待たねばなりませんが、それまで、できるならば検査当局のこの解釈による活動といふものを、何か法務当局と事前に、経済界に及ぼす影響の重大さをひとつお考へいただきまして、御連絡願つて、十分御研究をいたしたい、そうして取締り法則をひとつおきめなさるといふやうなことに、行かないものであります。地方の一警察官の解釈でびし／＼やうな非常な問題が起るのじやないかと思ひます。その点ひとつ局長のお心持をお聞かせいただきたいと思ひます。事前に法務府とそういう趣旨の御連絡、いわゆる政治的な意

味のことでありますけれども、御連絡願ひますかどうかといふことであります。

○河野(通)政府委員 お示しの事案につきましても、具体的に私もまだ詳しく承知いたしておりませんので、しばらく研究させていただきますと思ひますが、いづれにいたしたいと思ひますが、問題につきましては十分慎重に調べました上で、必要がありましたら、法務府としかるべき方法で連絡をとつてみたいと思ひます。その前に事案の調査をまず十分いたしたいと思ひます。

それからついででございますから申し上げておきますが、今申し上げましたい／＼ないいわゆる貸金業者全体について、新しい法律を出すといふことはまだきまつておりませんので、あるいは構想がまだとまりません場合に、出す必要があつたらういふことになるかもしれない、お願ひ申し上げることになるかもしれない、こゝういふことでございまして、必ず何らかの法案をこの国会に御提案申し上げるといふことは、まだきまつておりませんことを御了承願ひます。

○浅香委員 今内藤委員からお話のありましたやみ金融業者、それに悪質な月賦販売業者によつて、非常に零細な中小企業の方あるいは一般サラリーマンなどが、迷惑を被つてゐるというところは、すでに御承知の通りでございます。つまりましては今も内藤委員のお話がありましたうに、当委員会からもたび／＼これの取締り法規のないことについて、その欠陥をどうするかといふことは、しば／＼今日まで要望がありましたが、その都度お答えには何かひとつ善処したい、近く善処するか

らというお話を聞いて、今日まで参つたのでございまして。ところがたゞいまの内藤委員の御質問に對して、銀行局長の答えられるのには、必要な法規は今研究をしてゐる、できればその法規も、何らかの形においてこの国会に提案をするかのような最初のお話がありました。したが、続いて内藤委員の御質問に對してのお答えを見ますと、最初のお答えとあつたお答えが少しく違つてゐると思ひます。しかし今国会に提出するかどうかは言えないといふお話がありまして、そのお話ぶりを聞いておりますと、これはまた研究は研究にとどまるやうな感じがいたしましてしたがございしません。もうこのやみ金融業者のやつてゐる行為などにつきましては、私もひとつ指摘しなくとも、局長といつたしましては当該局長として、よく御承知のはずでありますので、私も繰返しませんけれども、どうか今の熱意あるところの研究を、何らかの国会中に突らすやうに、特にひとつ御配慮をお願いしたいと思ひますが、それにつきましてもう一度局長から、お考えをお答え願ひたら幸甚だと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。この問題はたび／＼申し上げましたように、大蔵委員会から御鞭撻を受けてゐる問題でございます。かねがね研究をいたして参つております。先ほど来申し上げましたやうに態様はいろいろございしますので、その中の一つの大きな態様のものにつきまして、最近まで法律上の解釈措置の問題につきましても、法務府と種々打合せをして参つたのでございまして。これが実は意

外に時間をとりまして、最近によやうな次第でございまして、内容についてはちよつと申し上げられませんが、でも、さういふやうなこともございまして、なか／＼短時に手のつかないものがあると思ひます。法律解釈の問題もさうであります。法律解釈の問題もさうであります。政策の問題もさうであります。十ばかりに行かない問題がある。十ばかりに行かない問題がある。一つ一つの取締りの法規を具体的に作り出す、必ずそれとや違つた形のものがありましてある特殊の法律措置をとりますと、またそれと少しかつた形で、紙一重といひます。法律にかかると、さうなないか境といふやうな問題が、すぐまた起つて来る。現在までさういふ御承知の通りの経過をたどつて来ております。法律の体制としては、貸金業等の取締りに関する法律といふ法律で、一応の体制はできておるわけですが、にもかからずそれで十分なことができない。あとから／＼といふ、な問題が起つて来ますゆえんのものも、今申し上げましたやうに解釈上の問題もあるし、政策上のこともなか／＼むづかしい問題がございまして。と申しましたも、私もひとつこれを放置いたしておいていいとは思ひません。どういふ措置をとつたらいいか、部内で鋭意検討を続けております。それがために必ず法案をつくらなければならぬ問題であるか、あるいは行政上の措置でできる問題であるか、これらの点も十分検討いたさなければならぬのですが、先ほど申し上げましたやう

な特別会計の経理をするものとわかれております。それから今後におきましては資金の回収が行われるということになりますので、資金の管理回収もやるといふふうに大体三段階にわかれて、その人員で一応やつてゐる次第であります。

○農林委員 そうすると、特融の会計の二十人のこの給料は、農林金融課の職員に払われる給料ですか。そのほかには何か機構があるのですか。

○林田説明員 全部農林金融課の職員に払われる経費であります。

○農林委員 十四億は地方銀行が受託機関として扱われたというのですが、地方銀行があまり数多くばらばらで扱ったのでは、これらの監督が行き届かぬと思いますが、今のところ地方銀行は何行扱つておりますか。

○林田説明員 現在のところ大体五十行くらいが取扱つております。

○農林委員 そうしますと、その五十行の地方銀行ということですが、おそらく将来とも地方銀行の受託がふえると思ひますが、その銀行の扱つた融資については、その融資が二十年先に償還されるまで、その金の貸付金の管理をする、こういうことになるのであります。これを一つにしても、もちろん農林金融もありますが、全部を監督して行くのに農林金融課でもつて二十人の方が携わつて行かれる。二百億は今年の融資であります。すでに昨年度百二十億、来年度またふえて行くでしょうが、将来数百億の政府の資金を扱うのに、二十人の人でうまくやつて行けるかというところは非常に問題であつて、この点金融機関として機構がまだ私は不十分と思ひますので、いずれ同僚議

員からも御質問があると思ひますが、政府にいても遺憾のないようなことにやつていただきたい。資料が不足でありましたから飛び／＼であります。すでに償還金が五千万円入ることになつておりますが、この償還金は経理上どうなるのであります。貸付金がそれだけ減ることになるのです。貸付金が減るなら、予算上貸付金が減るとしてなければならぬが、この償還金は今後／＼ふえて行くわけになります。この経理はどういうふうになつておりますか。

○林田説明員 回収した金につきましては、一般会計の方に入つて行くということになるわけでありまして。

○農林委員 それでは農林特融の運用収入が十二億ある。それから取扱ひ事務経費が幾らかありますが、特に私どもが心配するのは、農業倉庫に対する融資について年四分というのをきめられましたが、ああいうことで一体特融全体として收支の手が打てるかどうか。その点を案ずるのです。まず第一に運用収入において十二億をこの予算で見積つておられるが、十二億の収入の見積りの根拠をお尋ねしておきたいと思ひます。

○林田説明員 運用収入につきましては、貸付の償還金の収入と、それから貸付の収入、それから雑収入にわかれておるわけでありまして。それでこの貸付の収入と資金源に對しまする支払利息、それからいろいろな事務費、委託手数料、そういうふうなものを見合ひまして、現在農業倉庫を四分にいたしまして、十分この程度であれば收支が償うということになつております。

○農林委員 もつとこまかい数字的な根拠です。貸付金の運用収入十二億七千五百九十万円、そうすると、どうも私ではつきりわからぬのですが、昨年度の融資残が年度末で百二十億でしよう。本年度の残が百二十億で、ところが平均して六分くらいになつてゐるでしよう。そうすると、今年度中の融資に対する利子をかなり見積つておられる。こういうことになるのだが、そのこまかい計算の根拠をお聞かせ下さい。それでこれは今すぐ調査はできぬだろうと思ふので、ひとつその資料を出していただき、そうして午後その資料に基いてお尋ねしたい。この予算書にある十二億七千幾ら、それから歳出の部で他会計繰入れ、つまりこれは利子のことでありますが、支払い利子が五億、それから事務取扱ひに必要な経費が六億七千万円、これのもう少しこまかい計数的な根拠、これをお尋ねして、それでどうも、つまり四分の利子で手が打てるというのを、もつと計数的にきわめたいと思ひますから、それらの説明のできるような資料を午後用意して来ていただきたい。なお質疑を続けたら、まだほかにも資料の要求がありまして、私はこの点は資料をいただきたい上でお尋ねしたい。

それからもう一つ資料をお願いしたいと思ひます。現在までの融資済み額が九十八億であります。これもやはり現実に融資した分と、決定してまだ融資してない分とがあると思ふ。その区わけ、及び融資した業種別と申しますか、大体の種類別の内容、それから一応これは融資計画があつた

はずであります。融資計画と比較してどうなつておるかということ、資料としてお出しを願ひたいと思ひます。

それから国民金融公庫及び住宅金融公庫、これの会計経理の改正について、ひとつお尋ねをいたしておきたいと思ひます。今回の政府提案の固定資産の取得に要する経費は、支出予算には計上しないというところが、おもな改正の内容であります。これはまことにけつこうであります。しかしこれだけでは問題は解決しないと思ふので、これに関連してお尋ねをいたしたいと思ふのであります。今回の改正点は、固定資産の取得に要する経費は支出予算に計上しない、これは予算総則において最高限度を規定する、こういうことになつておりますが、そのほか改正点はあります。

○佐藤(一)政府委員 お手元に新旧対照表を差上げてございしますが、それをごらんになるとすぐわかると思ひますが、今回の改正はただいまの点だけでございします。ただこれと関連いたしまして、従来公庫につきましての予算総則について、どういうことをきめるかという内容をはつきりいたしておきま

せんので、この際予算総則にこういうものを出すのであるということ、あわせてはつきりさせるということにいたしました。しかし結局今おつしやいました固定資産を取得する費用の立て方をかえることに、関連しておるわけでありまして。改正はその一点であります。

○農林委員 そういたしますと、この固定資産の取得の経費については、予算には見積らないということでありま

すが、その支出はどこから出すことになるのですか。予算に基かないということになれば、支出は今後どこから出すことになつてゐますか。

○佐藤(一)政府委員 これは資産の取得でございしますから、結局自己資本が見合ひとしてございしますわけで、資本金等がありますから、それから出すということになるわけでありまして。

○農林委員 自己資本から出すということであればけつこうであります。純粹の経費及び利子収入などだけの予算で行くということでありまして、これは私はまことにけつこうであると思ふのであります。しかし一方において予算書には、大体の予定貸借対照表あるいは予定損益計算書、こういうものは出されてゐる。これによつてやはり同じように従来通り縛られるのではない。その点はどうなりましてか。

○佐藤(一)政府委員 従来通りでございます。

○奥村委員 それで実は特に取上げて調べてみたのが、第十九條の四つの政府金融機関、これの定員及び給與は予算書によつて縛られておるのでありますが、この正式予算書では定員、給與の明細はわからぬので、各目明細書を読んでみますと、これは明細書に出ておるのですが、各目明細書の四つの機関の給與を見ますと、輸出銀行は一人当り三十一万円の給與、開業銀行は二十二万円の給與、それから住宅金融公庫は十五万九千円、それから国民金融公庫は十五万三千円ということになつておるのです。これは銀行局長にひとつお尋ねいたしますが、片方は三十一万円、片方は十五万円、どういふことでこういういふ差をつけておられるのですか。

○河野(通)政府委員 お答えします。開業銀行及び輸出銀行は若干の差異はありますが、これらと、国民金融公庫、住宅金融公庫とは給與のレベルが大部分違ふのであります。この点はたび／＼当委員会としても、問題として提起されておることでございますが、非常に形式的な答弁で恐縮であります。国民金融公庫及び住宅金融公庫の職員は、国家公務員ということに相なつておるのであります。従つてその給與も国家公務員の給與に若干の差異がございますけれども、大体国家公務員の給與に準ずるといふ建前をとつておるわけでありまして、これに對しまして輸出銀行及び開業銀行は、国家公務員といふ取扱ひになつておりませんので、給與につきましても一般の金融機関と大體似たようなところ——もちろん政府

機関でありまして、一般金融機関よりも若干低いのでありますが、金融機関としてそれ相當な給與ということに相なつておるわけでありまして、なお輸出銀行と開業銀行とが若干レベルが違ひますのは、これは人員の構成が違つておりました。輸出銀行はごく小人数、しかも高給者がそろつておるようなわけでありまして、単価が若干違つておりますが、これはどちらにいたしまして、人員構成の相違から来ておるのであります。大体同じ程度の地位の方相なつております。問題は結局住宅公庫及び国民金融公庫において、国家公務員としての取扱ひをはずすかはずさないかという問題に、実はかかるわけでありまして、この点は先般の委員会でも申し上げましたように、職員の国家公務員としての地位をはずすように、実はいろいろ／＼研究はいたしたのであります。が、いろいろ／＼な關係でまだ実現に至つておらぬのであります。その結果、そういうことになつておる次第であります。

○奥村委員 ただいまの局長の答弁は、今日までこの委員会では／＼繰返されたのであります。占領がなくなつて独立いたします時期もごく近いのでありますから、ごく近いうちに政府においてもこういう不合理な点を改められて、公務員というわけをはずされるようにお願いして、これは希望にとどめておきます。

なお次に予算書にやはりこれも出ておるのでありますが、事業計画に国民金融公庫の支所は、二十七年年度において十箇所置くということでありまして、その十箇所の予定地をお尋ねいた

したいと思ひます。

○橋田説明員 お答え申し上げます。二十七年年度におきまして、予算において十箇所支所を設置することを予定いたしております。二十六年度中にも十箇所置くことにいたしておりましたのですが、一つがまだそろいませんので、最近の機会において今後十一箇所できるといふことになつております。その場所を北から申し上げますと、北海道に二箇所、岩手県に一つ、栃木県に一つ、山梨県に一つ、富山県に一つ、福井県に一つ、岐阜県に一つ、奈良県に一つ、徳島県に一つ、それからあと二つは東京というところを予定いたしております。

○奥村委員 それではただいまの予定地に支所が設置されると、全国各府県のうちで国民金融公庫の支所のない府県はなくなるというわけですか。そのほかにあるか。

それからもう一つお尋ねすること、それで東京都内だけは支所の数、つまり府県に一つというものが東京都内だけは数が多くなる。そこで今後府県に一つという原則を破つて、来年度からは府県に、事情によつては二つ以上置くという御方針にかへられたかどうか。その点をお尋ねしておきます。

○橋田説明員 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたところに支所がござりますれば、全国都道府県全部に一つ以上の——原則として一つでありまして、北海道に二つ、現在福岡県には二つござります。それから東京に三つの業務所ができることになりまして、支所のない府県は一つもなくなる、こういう予定であります。

るに支所を二つ以上置く必要がありはしないか。またその考えはどうだといふお尋ねであります。現在のところでは法律上東京には三つ、福岡県には二つ、北海道には二つ、その他の府県におきましては一つずつということがきまつております。ところが實際上の経済上の必要、お客さん方の需要の状況、またその分布状態等を考えてみますと、各県におきましては、経済中心地が二つあるとか二つ以上あるといふふうなぐあひでありまして、仕事を円満に進めまして、法律に書いてあります通りの国民大衆に対して私どもの責任を果して行きます見地から申しますと、できれば早い機会にこの法律上の支所設置に関する制限を緩和していただきまして、必要に応じて、必要がある場合には二つ以上置くようになぐあひにさしていただければ、この上ないことだと思つております。これは今研究をいたしておりまして、関係当局ともい／＼御相談をいたしておるところでございます。どうぞ御了承願ひいたします。

○奥村委員 最後に銀行局長及び国民金融公庫の總裁にお尋ねしておきます。

この国会で盛んに議論され、大蔵大臣からもある程度の答弁が出たのであります。が、戦死者の遺家族に対する特別の融資を国民金融公庫にやらせる、こういうことを池田大蔵大臣が答弁しておられるのですが、その後具体的な公庫における方針をまだ承つておらぬので、この際公庫及び銀行局長の御答弁を求めたい。銀行局長は昨年の暮れこの委員会でも、たび重ねて国民金融公庫に對して新たな金融の部門を開かせ

よう、つまり中小企業の金融に役立つような不動産金融をやらせよう、こういうことを常に御言明になつたのであります。が、その点は今度の予算でどの程度に実現されておるか。また公庫の実業務においてどの程度実現されたか。その点をお尋ねして私の質疑を終ります。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。第一点の戦死者等の遺家族の方々に對する金融問題であります。この問題は、大蔵大臣から御答弁申し上げました通りの考え方であつておる。ただ現在のところといたしましては、このために特に資金的なわづらひをつくつて、たとえば五億であるとか十億であるとか、別わくとして融資をするといふことは考へておりません。将来あるいは補正予算等の機会において増資といふようなことが実現する、あるいは資金源がさらに拡充できるという場合におきましては、そういうことも考へられると思ひます。現在のところでは、一般の国民金融公庫の金融の一部として、別わくの措置ではなくして、その中で考へて参りたい。具体的な融資の方法なり條件等につきましては、目下研究中でございます。

それから第二点の国民金融公庫の業務の拡充の点でございます。これは当委員会でも昨年御説明申し上げたかと思ひますが、具体的には現在公庫の貸付金の範圍を相當拡充いたしまして、従来は全体で百万円までといふことに相なつておつたのであります。が、それを場合によりましては全体で二百万円まで貸せるようにする。但しその場合の百万円から二百万円の間のもの

につきましては、不動産その他の担保を供給する。これを原則にいたしております。これによりまして、昨年からは私が申し上げておりますいわゆる不動産担保金融の部面、ある程度の活躍をして行くことにいたして行きたい。実際の業績その他につきましては、榎田総裁からお聞き取りを願いたいと思ひます。

○榎田説明員 第一点の軍人遺族の方々の問題については、ただいま銀行局長からお話ございました通りであります。まだ具体的にはつきりといひたしておりません。と申しますのは、どの程度というぐあいという問題から始まるわけでありまして、今御相談申し上げておる最中でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

それから貸出しの限度の問題であります。昨年の暮れに百万円を越えて二百万円まで、連帯で貸出しができるというふうになりました。百万円を越えるものについては、不動産その他適当な担保をとらねばならぬ。ただそういうふうにおきめを願つたのが昨年の暮れでございます。始めましたのが本年に入りましてからで、まだスタートいたしましてから、二箇月にならないうような状況でありまして、今までの百万円以下の小口の貸付に比較いたしますと、若干手続その他で手間をとる点がございますが、今までのところはまだ微々たるもので、何億というふうなところまでは参つておりません。来年度におきましては、どの程度これをいたしますか、今月末国民金融審議会がございまして、そのときに来年度の具体的な事業計画、資金計画等を各四半期にわけてきめるつもりであります。

す。そのつもりで今いろいろな推定を加へまして、研究をいたしておるところでございます。できる限りのことをやりたいと存じております。御了承願ひます。

○三宅(則)委員 関連してお伺ひいたします。公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案について、今お話があつたようでありまして、国民公庫並びに住宅金融公庫は固定資産を別に考えまして、その必要の経費等は除外する、こういう線でありまして、私は企業会計と官庁会計とは相違があると思ひます。企業会計といふのは、公庫の経費面と別個に、いわゆる固定資産の取得ということについては、台帳を別にいたしまして、全体にそうしたような固定資産台帳というものの評価を、し直した方がよろしいと思ひます。これは少し構想が大きくなるかもしれませんが、大蔵大臣並びに銀行局長等は特に注意をいたしまして、全国の各官庁の固定資産、もしくはそれらに付属する台帳を完備いたしますることこそ、予算決算を明確にするゆゑであると思ひます。銀行局長はどう考へるか承りたい。

○河野(通)政府委員 どうも私の所管でございますので、はなはだ御客弁がしにくいのでございますが、佐藤法務局長がおりますので、そちらの方からか

らわつてお答え申し上げます。

○佐藤(一)政府委員 一般会計のことについては、別に今問題にいたしておりませんが、お話のように企業特別会計につきましては、資産の再評価といふことを考へております。これは法律によつて正式に表に出るはおりませんが、實際上予算措置においてやつておるところもございまして、また最近の機会に、法律によりまして特別会計の資産の再評価を行うというところもございまして、おの／＼できるだけの早い機会に、ただいまお話のような点は考へてみたい、こう思つております。

○三宅(則)委員 私は、絶対に私経済と公経済とをツツせしめる。たとえば国民の信頼を高めるためには、経費ばかりを論ずるだけでなく、すべて富、国の状況、国の資産もしくはそれらに對する経費というように、企業会計原則ができましたから、公経済に對する会計原則というものに至急制定することこそ、緊急欠くべからざるものと思ひます。もう一ぺん承りたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 どうもよくわかりませんが、三宅さんのおつしやつておられます点は、私どもも同感でございます。企業特別会計等につきましては、お話のようにできるだけの民間の場合と同じように、経済につきまして近代的方式をとつて行くことに、少しずつ改めて参つております。

○三宅(則)委員 公庫の総裁にお尋ねいたしますが、国民金融公庫はきわめて民衆的である。昔の庶民金融が今日は金融公庫とかわつたわけでありまして、国民になじまれておるわけ

す。そこで大分公庫の従業員といひますか事務員等もなれて参りましたが、なほ私の遺憾に思ひます。事務員は、人に応待する態度が、まだ官吏の形を脱してない、こゝろ言われております。もちろん公務員であるという点もありまして、普通の一般金融、たとえば銀行員あるいはその他の金融機関の人よりは、むしろ頭が高過ぎるか、あるいは言葉がおそまつである、こゝろ言ひがあるわけですが、しかし大分改まつて参りました。まだ多少欠陥がありまして、総裁といたしましては、申込みをいたしましてから一箇月以内に、イエスかノーかをきめてやつて、早くそれらの人が回復する状況に向ふとか、あるいは別途の考へを持つとか、あるいはその金融公庫の金を借りまして更生するとかいう線を、強調していただきたいと思ひますが、その点総裁はどう考へておられますか。おそらく私と同感であると思ひますが、実情を考へますと、多少まだ疑点がありますから、この際本委員会を通じて明確に国民に示されたいと思ひます。

○榎田説明員 お答え申し上げます。たいへんおしかりを受け、また御鞭撻を受けまして、ありがたく存じますが、まつたくおつしやいます通りでありまして、できるだけ早く、またほんとうに親切に、親身の御相談相手になるようにということ、かね／＼心がけておるのであります。何分にも職務でありまして、簡単な数字を申し上げますと、昨年の四月から十二月までの九箇月間に、約九万件のお申込みを受けただけであります。月平均一万件ということになります。現在は職員総数が、これ期

の途中におきまして、増員をいたして参りました。やうなわけでありまして、大抵期の初めには八百人足らずという状態でありまして、そのお客様がどれくらい最初にお目にかかる方でありまして、いわば新規にお目にかかるお方でありまして、ほかの金融機関たとえば銀行さんのように、今まで半年なり一年なり、あるいは長年にわたつて預金取引をして、その結果お貸出しをするというぐあいに、なじみになつておるといふのは大違ひでありまして、どうも初めにお目にかかるお客さんで、そのお方々とお話をいたしまして、その信用状態、御計画その他をとりつくりとお話合ひをして、納得が行つたところでお貸出しをするということになるのであります。その方の手間も自然か、またこちら側の苦勞も多い、おまけに人数が比較的足りない、こんなやうなことがあります。ことに最近の金詰まりの状況から、昨年の秋以来お客様がたいへん殺到いたします。いつたやうな関係で、遅れ／＼になりまして、私どももいたしましては、一箇月以内に右左をきめるところまで何とかこぎ着けたい、昨年の夏ごろにはどうやらそれに近い状態にまで、こぎ着けられたかと思つたのであります。が、残念ながらまた延びるやうな状況になりまして、たいへん遺憾に存じております。遅れるということ、結局お客様方に生きたお金を使つていただく機会が、それだけなくなるということでありまして、できるだけ努力をいたしますが、残念ではあります。そういうやうな事情にありますが、とくと御了承くださいまして、しばらくの間ごかんべんを願ひたいと存じま

す。できるだけ勉強いたしますから、どうぞよろしく……。

○三宅則義委員 今のお話によりまして承りました。今お借りいたしました二十箇月、こういうことになつておるようでありまして、十二箇月もしくは十三箇月くらい、完全に期日を間違ひなく納めたものに対しましては、再びこれに類するような申込みを受付けた場合は、どうかその人間の性質あるいは業態等も勘案いたしまして、そういうような上昇しておる業態、まじめなる金を借りておるもの等につきましては、特別のおとりはからいをお願いしたいと思います。総裁はどう考えておられますか。その点を一点承りたいと存じます。

○植田説明員 お答え申し上げます。ただいまのお話は、二十箇月の月賦でもつてお貸出しをした場合に、一年なり十五箇月くらい返済が良好であつたような方が、再申込みをせられた場合には、特別のはからいをしていただかうかというお話であります。再申込みをなさいますことは、これはお客様方のお手元の都合、資金の需要関係、しかもそのときにおいてもなお普通の金融機関から、その御計画を執行するための資金を、十分に融通を受けることができないような事情が続いておられますような場合において、私どもの方に御相談にお見えになりますことは、その通りでありまして、そういう場合におきまして、何と申しますか、特別にはからいということ、何か別なことでつくつてどうかというふうなことになるわけで、ちよつとこれはおかしく聞えるのでありますが、實際の問題としては、今までの御返済が良好

好であるということは、裏返して申しますと、当初にお客様が借り入れた計画通りに、仕事が順調に行つておるものと一つの証拠でありまして、なお前にも取引があるという関係から、そのお客様の内容等については予備知識があるわけでありまして、調査等につきましては、おそれくほかの場合とは違つて、早くまた的確にでき得るであらうというところは、申し上げてよろしいと思ひます。その限りにおいてはきめて有利なお立場になる、こういうことは申し上げてよろしいかと思ひます。

○佐藤委員長 宮腰喜助君。○宮腰委員 ただいまの公庫法の問題については、後日また質問したい点がありますが、金融問題に關連して、銀行局長に御答弁をお願いしたいと思ひます。

現在の銀行の状態は、戦争中の統制された金融状態が現在も持続されております。戦争中に統合された会社は、企業再建整備法とか、いろいろ法律で分解せられて、三つか四つに原状回復して、事業の民主化をはかつておられますが、今もつて銀行の状態は非常に非民主的な経営をやつており、至るところに銀行業者に対する怨望の音が絶えないのであります。われわれが銀行に金を借りに行つても貸さない、こういう人が全体の七、八割もあるような状態でありまして、旧來の取引がなければ貸さないとか、あるいはまた新しい事業は、お前の経理がわからないから貸さないのだ、こういうような関係から、各府県に新しい銀行の設立問題が至るところに起きて来ております。そこで大蔵大臣や銀行局長の

御意見では、なるべく一つあつたところにあつた一つ許可するとかいうようなお話も承つておりますが、私は現在の銀行の問題については、戦争中に小さな銀行が七つも八つも一つの県にあつたものが、一つか二つに統合されております。そこでそれから考えて、預金の吸収ができないとか、いろいろ難題を吹つかけてられて、新しい銀行の設立ができないのであります。現在の銀行を各府県にも一行くらい許可しまして、お互いにサービスの競争をやらせまして、金融の民主化をはからなければ、かえつて現在の銀行の信用が薄らいで、大衆の心から離れて行くやうな気がするものであります。そこで銀行局長にお願ひしたいのは、各府県に一行くらい許可するという御意思があるかどうか。その点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答えいたします。銀行の経営が民主的でないという点であります。銀行の経営をできるだけの民主的にやつて参らなければならぬことは、銀行の公共的使命から申しまして当然のことではあります。また末端におきまして、いろいろおしかりを受けるような事例が絶無とは申しがたいのであります。この点はなほ遺憾であります。今後銀行の行政上、指導して参りたいと思ひます。ただ問題は、現在御承知のようないパー・ローンで非常に悩んでおります。一方銀行自体の資金というものは、必ずしも潤沢でございませぬ。それから他面におきまして、やはり銀行の資金のものは、預金者から集めた資金でありますから、これが非常に不健全な方面

に融資されることは、銀行のいわゆる受信業務の立場からいまして、十分戒心をして参らなければならぬ点もございませぬ。従いまして、言葉は非常に語弊がありますが、いわゆる金融に乗るものでなければ、なか／＼お貸しできないというふうな点もあるものであります。これらの点から、あるいは資金の需要者に対して、十分なサービスができないという事態は、事実起つて参ることではございませぬ。この点は、そういった一方において非常に苦しい事情もあることを、御了承いただきたいのであります。

なお新しい銀行の設立に關する方針の問題であります。これはたび／＼大蔵大臣からも申し上げておられますように、戦時中からとつておりましたいわけの一果一行主義という方針は廃棄いたしております。しかしながら、銀行というものが信用機関としてきわめて重要な地位を占めておりますために、その責任も重いわけではあります。銀行の健全なる運営上から見まして適當でないわけではあります。一果一行主義というふうな方針は、もちろん拾つたのでありますけれども、銀行新設につきましては、必ずしも一律にこれを取扱うわけには参りません。個々のその地域における経済条件、また経営者の陣容、あるいは事業計画その他が、十分に新しい銀行として成り立ち得るかどうかが、これをつくること

がその経済界のために非常にいいか悪いかという判断に基いて、個々にその結論を出して参らなければならぬわけでありませぬ。一概に、一果一行主義をやめたから、申請があればどの銀行でも認めるというわけには実は参らないのであります。嚴重に個々に審査して、必要なものはお認めするという建前をとつておるわけでありませぬ。なお銀行の数の多いか少いかの問題につきましては、いろいろ御意見があるかと思ひますが、戦争前の銀行が非常に多かつた時代と現在とは、必ずしも比較はできないかと考へるのであります。特に先般相互銀行法、あるいは信用金庫法等が制定されて以来、従来戦争前においては普通銀行が取扱つておつたような層を、これらの相互銀行とかあるいは信用金庫等の制度が充実いたしますのに応じて、これらの層を吸収する機運も充ちました。参りつつありますことは、御存じの通りであります。これらの点とらみ合せながら、普通銀行として銀行法に基く銀行の新設の方針等も、考へて参らなければならぬと考へております。具体的な問題につきましては、十分個々の具体的条件等を特に審査いたしまして、必要に応じてこれを免許して参りたい、かように考へておる次第であります。

○宮腰委員 そういふ問題については、後日また資料を集めて局長にお尋ねいたします。戦争中に統合される前は、銀行が一果に七つなり六つなりあつたのであります。その当時も競争という問題、あるいはお互いに競争して倒れたということはごく少数でありまして、非常にうまく行つておつた。ただ国家統制という立場から、合併を強要されたというふうなことであります。私は当時の状態から考へて、非常に金融状態はうまく行つておつたと思ひます。あるいは大きな金融なんか調達す

ということになると、協調融資の形か何かで、非常にやりにくい場合もあり得ると思うのであります。現在たとい県内に二行あつても三行あつても、新しい銀行を許可することにおいて、サービスの改善やまた資金の集中の努力というものはある。そこで資金が集まらないのだという御意見もあると思いますが、私は現在の銀行の経営の仕方は、ちょうど銀行の窓口にあぐらをかいて金を持つて来い、こういうような経営の仕方のように考えられます。銀行法を大いに修正してもらつて、あまり事業の内容に積極的の干渉するのはよくありませんが、事業の指導や人選に關することまでも、ある程度援助を與えてさへやれば、資金もおのずと集まり、新しい銀行を許可しても決して不利益ではない。現に私はごく最近における金融状態を調べましても、これは普通の殖産金融という会社の状態でありまして、社長から一店員に至るまで、自転車賃金の集め方と事業の指導をやつておるようで、こういう行き方が今後新しい銀行法を制定する上に、非常に参考になると思ひます。資金を集めるに困難だということ、私は銀行の努力が足りないのじやないかと思ひます。また一方では税務署あたりで預金帳を調査して、お前の税金は幾らだ、それでは銀行の帳面を持つて来いということで、ただちにその結果が現れて参りますから、税は正直にとられてしまひます。こういうことでは銀行へ貯金するよりは、かえつてたんずのこやしにした方がいいという結論になりまして、今回無記名定期預金制度を採用しまして、資金の獲得をはかるということになつたので

ありますが、こういう税金の調査において、銀行の帳面を調べるということになつておつた關係上からも、資金がたんずの中に寝ております。従つて私は現在の無記名定期預金制度を出され、現在までの成績から考へて、各府県に新しい銀行の一つづつくらいは、ぜひ許可してやるべきだと考へるのであります。これに關しては科学的な資料等をこれから持ち出して、局長にいろいろ御意見を伺ひたいと思ひます。この問題について、あまり濫立するといけないう御意見と、統合前の状態の金融機関と比較して、どういふお考えを持たれておるか。その点をちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 先ほどお答え申し上げましたところで盡きておるかと思ひますが、戦争前におきます銀行の数は、さかのぼりますと、昭和二年のパニク時代は非常に銀行が濫立しておりました。これによつて信用の薄い銀行がばた／＼破産をしたことは、もう御承知のことと思ひます。それを契機といたしまして新しい銀行法ができ、銀行の整備、銀行の信用の充実ということがはかられて参つたわけでありまして、必ずしも銀行の数を減らすことが、銀行の充実の唯一の方法ではないと思ひますけれども、そういうわけで基礎を確実に強ひたいして参りますための一つの方法として、銀行の合併と申しますか、そういうたふなことが行われて参つたのであります。これは必ずしも戦争中のいわゆる統制経済が行われたために、急にそういうことになつたわけでは実はないのであります。その前の昭和二年のパニク以

来、銀行の基礎を強化するという意味で、銀行がだん／＼整備されて来たことは御承知の通りであります。現在の銀行の数が七十行であります。これは行の数が多或少いかの問題、これは先ほど申し上げましたように、いろいろ御意見もあると思ひます。しかし私どもはそれらの点につきましては、大体銀行というものは二百行ぐらいいいんだとか、あるいは五十行でいいんだといふことは、なか／＼理論的には出て参りません。個々の事情を見ても、その地域に新しい銀行をつくることとが適當であるという判断のつきましたものについては、これを認めて行く、二百行まではだん／＼先願主義で認めて行くといふような方針は、とれないものだといふふうに考へております。繰返して申し上げるようで、はなはだ感觸であります。個々の問題として適當なもの認められましても、今後におきましても新銀行の設立は認めて参りたい、かように考へておる次第であります。

○宮腰委員 この銀行の設立問題については、非常に政治的に左右される傾向があるようであります。私は後日また資料をもつて局長に再三質問申し上げたいと思ひますが、これはなるべく政治に支配されないで、事務当局は公平にこの設立に努力していただきたいと考へるのであります。

私の質問は後日また連続しますから、この程度でおしまひにいたします。

○佐藤委員長 高田富之君。

○高田(富)委員 この機会にちよつと伺つておきたいのでありますが、特に最近、昨日も実は本会議でも話があ

つたのですが、税金が本年度は昨年度に比較しまして、業者の思つたよりも非常に多いわけなんです。二倍も三倍も決定されておるような状態でありまして、納税資金の手当ということが、非常に重大な問題になつて来つたと思ひます。これに對しまして、従来相當の信用ある大会社におきましては、取引銀行から特別にめんどろを見てもらつておるのじやないかと思ひますが、状況がまた特に最近は一様に金詰まりのひどいときでもありますので、法人税等におきましても納税に相當苦勞するのではないかと。従つて納税資金の融通について、何らかの特別な配慮を必要とするのではないかと思ひるのであります。その点についてこの方針を承りたい。

それから特に金融公庫の總裁にも承つておきたいのでありますが、今度の更正決定等において非常に重いのは、主として二、三十万円から七、八十万円くらいの決定を受けるところであります。従つてこういうふうなところでは、納税のために破産しなければならぬような状態にあるものも、決して少なくないと思ひるのであります。最近では税務当局におきましても、決定はしたものの、とてもこれは一度にたれないといふことを認めざるを得ないの、申告者に捺印させると同時に、分割納入を税務当局の方で示すわけでありまして、ところがその分割納入も期限が非常に限られた三箇月、四箇月、せいぜい半年未満でありまして、毎月毎月相当額の税金を納めなければならぬ。しかも相当高い利息を払わなければならぬ。高利で短期の借金をしておるかつこうになりますので、これ

では現在のこの苦しい業態を維持して行くことが、非常に困難になつてしまふやうなことが、今一般に現れておるわけでありまして、そこで特にそれらの零細な、銀行とあまり取引ができない、特にそういう納税で困つてゐるくらいでありますから、なか／＼銀行の方で金を貸さぬといふやうな零細業者に對しまして、特に納税のために金融公庫あたりでめんどろを見てくれれば、一年間ぐらゐの月賦で低利で返済しつゝ、營業を維持し發展させて行くことができる。そういうことになつて、金融公庫の方で特別にそういう措置を講ずることが、現在非常に必要じやないかと私は思ひます。それらの点につきまして、局長並びに總裁のお考えを承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 納税資金の金融の問題であります。ことに法人等につきまして、一時に多額の税金が固まつて参る問題を、できるだけ緩和いたして参りますために、先般法人税等につきまして事実上の延納を認め、これがための延滞日歩を引下げて参つております。こういうふうな形で、できるだけ一時に法人税の税金の負担が非常に多くならないやうな対策は、税制上の立場からいへば、講じて参つておるわけでありまして、それでもなお納入資金が非常にきつうくつであるといふことが、ある面において起つて参ります。これは、御指摘の通りでございます。この点につきましては、納税する資金を金融するといふのは、筋からいふと非常におかしいものなんです。本来ならばそれだけの税は納める力があるといふことで、できておるものであるから、

本日はこれにて散会いたします。なお次会は明後七日午前十時より開会いたします。

午後一時十八分散会

それだけのものを何らかの形で積み立てるなり、留保するなりということが、当然行われてしかるべきだと思うのであります。しかしながら奥情は必ずしもそう行かない。ことに最近のような金詰まりで、なか／＼そう税金分をそのままだと積み立てて行くことは、困難な事実もあると思います。一方におきましてそういった納税積立金をできるだけ繰越、勘繰いたしまして、納期における資金のきゆうくつをできるだけ緩和するような方向に進めまうとともに、それでもなおかつ金融ということが起つて参ります場合におきましては、個々の問題として必要に応じてこの問題を考へて参りたい。しかしながら先ほど来申し上げましたように、納税資金を金融するというために、特別の別々の措置を講ずるといふことは、なか／＼筋として困難だと思ひます。個々の問題として必要に応じてそういうふうな金融は、現在までも事実においていたして参つております。今後におきましても必要な限り、そういう措置は講じて参らなければならぬと考へます。なお一部の問題につきましましては、たとえば酒の税金等、これは一ぺんに固まつて参るわけでありませんが、そういったものの特別の措置につきましましては、従来からある種の特別措置を講じたこともございます。そういったわけでも必要に応じてこれらを個個に考へて参りたい、かように思つております。

また、お客さんの方の手元が納税のためにかなり逼迫を告げて、そのために運搬資金が足りなくなるといつたような形にもなり、押せ／＼になつて、そのために私どもの方へ御相談にお見えになつた傾向が、相当多いように存じております。私どもの方の立場といひましては、その事業、お仕事なりがうまく育つて行けばけつこうなんでありまして、何がしかの資金が不足するのために、それが成り立たないような場合に、その資金さえあれば仕事は今後も継続でき、また伸びて行くであらうということがよくわかりますれば、喜んで御相談に応じて行ける状況であります。結局一昨年も昨年も納税資金的なものが相当出たおつたのじやないか、また出ておると申し上げてよいかと思ひます。今年はそろ／＼またそういったような御相談が、ふえて来るのじやないかと思つておりますが、その際にただお金を私の方からお貸付申し上げるだけの能ではございません。と申しますのは、金詰まりその他の原因もありましようが、結局私どもに御相談に來られるのは、零細な方々が多いのであります。税金のためにあらじめある程度御用意をしておかれることが、實際上必要ではないかと思はれる点が相当ございました。もつとも手一ぱいに資金を動かしておられるのでありますから、そういった余裕がないというののもごつとも思はれる点がありましたが、何かそういった点に納税という問題について、そのときが来るまでとまわし、あとまわしにしておられるというふうなところがあります。これは実例でありますが一昨年、昨年におきましても納税のためとは

つきり御相談を受けましたような場合には、できれば今後は納税積立準備金でありますか、預金でありますか、あるいはふうな特別の納税に対して、あらかじめ積み立てておくといったようなことを、特にしていただきたいということをよく御相談申し上げまして、そういったふうなこととあわせまして、お客さんの方のお金の使ひ方をもつと合理的に、予算的に持つて行かれるように、お貸付をした例もございましたが、結果的に見ますと、それがたいへんにお客さんのおためになつたような感じをいたしております。これは一昨年やつたことであります。これは一昨年のためから様子を伺つてみますと、あれほど心配しなくてもよいようになつたというふうな、おつしやる方もございました。そういったような事情でございまして、そういったふうなことも心がけて、できるだけお客様方がお仕事なり事業なりを統けて行かれるように、私どもの能力の許す範囲内においてやつて行きたい、かように存じております。御了承願ひます。

○佐久間委員 ただいま議題となつております国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきましては、すでに質疑も盡されたと思はれますので、この際右案については質疑を打ちられんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいま佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、本案については以上をもつて質疑を打ち切ることとします。

昭和二十七年三月十一日印刷

昭和二十七年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁